財團法人 協調會福岡出張所

し右九名に對しては金四百三拾六圓の解雇手當を支給す

7、爭議費用一百五拾圓也は會社に於て之を負擔す

8、右解雇者の居住納屋は本日より向七日間以内に之を明渡す